

ほほえみ保育園 三山木園 重要事項説明書（小規模保育事業所）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社 Life youth （ライフユース）
所 在 地	京都市伏見区竹田段川原町 190 番地
電 話 番 号	075-634-8335
代表者氏名	代表取締役 澤田 敦子

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	ほほえみ保育園 三山木園
施 設 の 所 在 地	京田辺市三山木中央 6 丁目 4-4 1 階
連 絡 先	電話番号 0774-34-2334 F A X 0774-34-2336
管 理 者	酒井 宏之
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 13 人 満 1 歳未満の児童 6 人
開 設 年 月 日	R7 年 10 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 事業所の目的・運営方針

ほほえみ保育園 三山木園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	490.31 m ²
	園庭	17.0 m ² 野色公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園 舎	構 造	鉄骨造
	延べ床面積	199.89 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	1 室	
調理室	1 室	
幼児用トイレ	1 室	
福祉対応トイレ	1 室	
医務室	1 室	
園庭	1	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
管理者	1	
保育士	10	非常勤 3 人
事務員		
調理員		

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
管理者	8 : 00～17 : 00
保育士	勤務時間帯 (7 : 00～16 : 00) (8 : 00～17 : 00) (9 : 00～18 : 00) (10 : 00～19 : 00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時00分から18時00分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までが保育短時間となります。

なお、8時30分から16時30分までの時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 幼児英語教育

当園では、幼児英語教育に力を入れており、英語で手遊びや歌遊びなどリズムに合わせて歌ったり体を動かしたりしながら幼児期の発育に合わせたレッスンで自然と英語に親しんでいきます。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時半頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時半頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時半頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満 3 歳に達したとき（ただし、満 3 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(1) 連携施設

運 営 主 体	学校法人 京都南カトリック学園 聖愛幼稚園
所 在 地	京都府京田辺市田辺中央2丁目1-9
連 携 内 容	① 集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。 ② 必要に応じて代替保育を提供。 ③ 保育の終了に際して、利用乳幼児を保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育の提供。
電 話 番 号	0774-63-5506

1.2 嘱託医

当室は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	三村小児科医院
医 院 長 名	三村 良明
所 在 地	京都府京田辺市河原食田 10-5
電 話 番 号	0774-62-0735

(2) 歯科

医療機関の名称	同志社前せきにし歯科
医 院 長 名	関西 崇史
所 在 地	京都府京田辺市三山木垣ノ内 58-3 進耀ビル 1F
電 話 番 号	0774-62-6001

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 酒井 宏之 ・ご利用時間 8：00～ 17：00 ・電話番号 0774-34-2334 F A X 0774-34-2336 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	賢誠総合法	電話番号 075-604-1177
	律事務所	<u>代表弁護士 牧野 誠司</u>

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 ・誘 導 灯 ・非常警報装置 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：(株) Life youth ほほえみ保育園 三山木園

説明者職名： 氏名

-

私は、本書面に基づいてほほえみ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育材料費 教材 に係る費用	・ スモック ・ 連絡ノート ・ カラー帽子 ・ 自由画帳 ・ シール帳 ・ のり ・ クレパス ・ 保育料袋 ・ 粘土セット ・ シール ・ おたよりファイル ・ 絵本	実際に要した経費（実費）
保険料	全国私立保育園連盟 傷害保険	年間 3600 円
教材費	製作等に要する教材費用	年間 1500 円
食育費	食育活動に要する費用	年間 1200 円
行事費	行事に要する費用	年間 1500 円
寝具に係る費用	布団リース代	月額 1700 円
遠足に係る費用	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費 公共施設に係る経費等	実際に要した経費（実費）

2 時間外保育に係る利用者負担金

延長保育料

1 回当たり 30 分 500 円

ただし、以下の金額が月額負担上限になります。

閉園後に限り、30 分 1,000 円（上限なし）

[標準利用料（月額）]

1 カ月	30 分	3000 円
	60 分	6000 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付する。

個人情報使用同意書

入室に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所）への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ホームページ内に子どもの写真、保護者の写真、行事等の写真の掲載を行うこと

ほほえみ保育園三山木園 管理者 酒井 宏之 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：